



日本診療情報管理学会
認定団体認定証

近畿病歴管理セミナ

認定番号 第 0003 号

貴会を日本診療情報管理学会
認定団体として証します

2014年4月1日認定

2016年4月1日更新 認定期間：2年

2016年3月11日



日本診療情報管理学会
理事長 末永 裕之



他団体主催の研究会等の診療情報管理士指導者認定にかかる 参加単位付与についての内規

他団体主催の研究会および学術大会等へ参加による本学会の単位付与については、認定を希望する団体の事務局から申請書を提出してもらい、生涯教育委員会で審査のうえ、理事会において認めることとする。

認めるにあたり、認定団体の要件として次の項目を必須条件とする。

1. 診療情報管理に関連する団体であり、固定された事務局が存在すること。
※事務局が持ち回りの研究会は不可、団体規模も評価する。
2. 団体の代表者は日本診療情報管理学会の会員であること、また構成役員、委員の過半数が日本診療情報管理学会会員であること。
※申請時に役員名簿を本学会事務局に提出する。
3. 申請する団体は設立されてから5年以上経過しており、直近5年の間、5回以上の総会もしくは研修会等を実施していること。
※過去5年間の研究会もしくは講習会のプログラム内容を審査する。
4. 単位については、各団体が「参加証明書」を発行し、指導者申請時に日本診療情報管理学会事務局に提出すること。
5. 単位は次のとおりとする。
(1) 研究会、学会等への参加
研修実時間1時間半以上4時間まで 0.5点、4時間を超える場合1点
※1日あたりで算出する ※単位の上限は5点まで
6. 申請期間は、実施しようとする年度の前年12月末までに提出する。認定開始時期は、実施年度の4月1日からとする。
7. 認定期間は2年とする。認定更新が必要な場合は、2年目に上記6.と同様の手続きを行う。ただし、研究会もしくは講習会のプログラム内容については、過去2年間とする。
8. 単位付与が認定された団体は認定期間内に日本診療情報管理学会の趣旨にそぐわないと理事会が判断した場合は認定を取り消すことがある。

- 附則
1. 平成25年3月7日から施行する。
 2. 本改訂の内規は平成25年9月5日から施行する。
 3. 本改訂の内規は平成26年3月13日から施行する。
 4. 本改訂の内規は平成28年3月11日から施行する。